

中欧諸国におけるパーセント法の起源と過程 ——ハンガリーとポーランドの場合——

パトリツィア・ミシェフスカ

1. はじめに

一般に言われるように、ポーランドにおける市民運動は、ポーランドの市民社会（シビル・ソサイエティー）の先駆だと思われた連帯運動が、民主主義の導入を成功させた1989年の転換期にのみ存在したものではなかった。歴史的に見ると、ポーランドが966年にキリスト教に改宗したと同時に、ポーランドではフランスやイギリスなどの市民社会をモデルにした様々な市民活動とも言うべきものが存在した。ちなみに、ヨーロッパ連合（EU）への加盟は、それから1000年以上が経過したが、西欧の文化遺産と政治・経済変化に基づき、「すでにヨーロッパの中にポーランドの居場所」があるという証でもあった¹⁾。各政権の下で、国家がコントロールする公的空間（public space）²⁾が縮小されることはあっても、自律的な民間組織や公共空間とも言うべきものが存在していた。民主主義では市民社会としての公共圏が一般的に法律、特に憲法によって制度化・保護されているが、現実の場面でその境界は明らかではない。このパブリック・スペースは創造的機関や市民団体だけでなく、それを支配したりコントロールする権力という「敵」と犠牲を支払うこともなくその空間を楽しむ「フリーライダー」でも満たされている。例えば、ファシストの公的空間のナチ化や現在のイスラム原理主義に近い政治活動がそれである。後者に関して、中東では民間組織の増加とともに、多くの結社体が特殊利害と権利を国家から守る以外には、公共空間を広げようとし³⁾ない。

さらに、アルジェリアやエジプトにおいて、イスラム原理主義運動家は公共財・サービスに関する市民団体を数多く設立させたが、この運動内の派閥はイスラム市民社会に対する意見の違いを解消するために、著名知識人を暗殺することも珍しくない（Elliot 2003: 23-24）³⁾。

スターリン時代の終結後、中欧諸国の正統性のない未成熟な市民社会（incomplete civil society）には労働組合のような擬似自治的（pseudo-autonomous）組織、教会や宗教団体のような半自治的（semi-autonomous）組織、闇市ネットワークや連帯運動のような反体制的な団体が数多く存在した（Kubik, Ekiert 2000: 2）。このような未成熟な市民社会はハンガリーの「グーラシュ共産主義」（"goulash communism"）やポーランドの1980年代の地下運動など、様々な形をとって存在し、共産党中心の国家に対する対抗的組織と民主主義の定着（democratic consolidation）の必要条件としての役割をはたしたことは間違いない。

2. 西欧を背景にポーランドのフィランソロピー（慈善活動）

最初の慈善活動の痕跡はギリシア神話にある。プロメテウスは人間のために天から火を盗んで、ゼウスによって岩山に縛られてハゲワシに肝臓を食われた。

古代ギリシアのピラントローポス（*philanthropos*、「人間好き」）は救援活動、知識の伝達、犠牲という三つの意味を含めた一方、古代ローマの政

治家ガイウス・シルニウス・マエケナス (Gaius Cilnius Maecenas) は、文化・芸術支援で社会政治の形成に影響を与えられることを示した。

中世のヨーロッパには貧困を理想としたアジジの聖フランシスコや、聖トマス・アクィナスの思想および聖書のカリタス (*caritas*、「神と人に対する愛」) に基づき、キリスト教による慈善や、世俗的な人道主義概念における慈善という二つの流れがあった。当時の貧困状態は、産業革命がもたらしたのとは違い、一般的ではなかったため、貧困に苦しむ人は聖なる者であり、神の哀れみの対象でもあった。フランスでは11世紀から教会と修道院の慈善活動とともに職人と商人のギルドが成立し始めたが、最初の世俗の共済団体 (*friendly society*) はすでに8世紀前後イギリスで生まれていた。

「ポーランドの洗礼」後⁴⁾、信仰の広がりという目的でフランスなどから登場した聖職者は、西ヨーロッパの慈善活動と教育制度を背景に、家のない人々のための福祉施設と末期症状患者のためのホスピスであった病院や学校を設立し、この慈善活動の概念全体を普及させた。中世のポーランドには、教会のフィランソロピー以外、西欧と同じ個人や国王の慈善活動、職人のギルド、教団、都市開発もあった。最初の私的財団が成立されたきっかけは、11世紀に息子が生まれたヴワディスワフ・ヘルマン王の感謝の気持ちであった。

宗教改革の時代において、慈善活動の一部は教会の影響から離脱され、特に病院を国家のドメインにしようという動きがあった⁵⁾。注目すべきは、1572年にイギリスで導入された救貧税 (*poor rates*) や、1601年の公益ユース法 ("*Statute of Charitable Uses*") と救貧法 ("*Poor Law*")⁶⁾ である。ヘンリー8世は王妃カサリン・オブ・アラゴンとの結婚解消に反対したローマ・カトリック教会から離れ、英国国教会を設立し、自ら聖公会の最高首長になったことをきっかけに、カトリック教会の修道院と教会財団の全財産を没収し、慈善活動に影響を与えた。その上、フィランソロピー

の世俗化と同時に、西欧においては「価値のない貧民」 ("*undeserving poor*") と「清貧に甘んじる人」 ("*worthy poor*") という区別をする傾向が強まっていた。仕事が見つからない「価値のない貧民」は地方自体の援助政策による「仕事への強制」 (*assistance par le travail*) の対象となったが、慢性的な病気で働くことのできない、「価値のある貧民」のみは慈善団体から支援を受ける権利を持っていた。

その後、モンゴル帝国の侵略や「大洪水」と呼ばれているスウェーデン軍の侵入で農民の数が減り、都市が占領化され、民衆が貧弱な状況に陥ったため、国家にも支援活動を行う能力がなかったが、17～18世紀のポーランドにおける慈善活動は主にカトリック教会の支配下にあった。

啓蒙主義時代がもたらしたのは、慈善活動への動機の変化であった。カリタスという概念にかわって、仕事が賛美された一方、賦役の終結や産業革命の到来で、貧困状況の悪化を予防する国家の役割が重要視された。プロイセン、オーストリア・ハンガリー帝国、ロシアによって分割された当時のポーランドにおいて、慈善活動は産業革命による貧困の増加との戦いとしてだけでなく、ポーランド市民の生存手段や世界地図から姿が消えたポーランドへの愛国心として扱われた。当時のポーランド社会や経済発展がプロイセン、オーストリア・ハンガリー帝国、ロシアの市民・経済の一部となったにもかかわらず、西欧における様々な社会的イニシアチブを背景に、ポーランドでは救済院 (*workhouse, ateliers de charite*) など導入された。

レッセフェールの批判や新自由主義 (ネオリベラリズム) の登場は、19世紀のヨーロッパの特徴である。イギリスの産業革命により都市が急速に発展した結果、農村からの過剰人口が都市に集中するようになり、スラム地区対策としての隣保館活動 (セツルメント、*settlement house movement*) は社会の平和構築のためのネオリベラリズムの一例として挙げられる。さらに、ビス

マルクの社会保険制度も、社会問題に関する幅広い国家介入の始まりとなった。

第一次と第二次世界大戦におけるポーランドの市民(地下)活動は、社会の連帯責任を深める証だったと言えるであろう。1918年から1939年に至るまで、社会保障及び芸術や文化のメセナは国家の役割とされていたものの、分割やヒトラーの戦略に苦しんだポーランド市民は私的慈善活動を続けた。

1944年から共産政権に支配されたポーランドでは、ソ連型の新しいシステムに対する反対運動やゲリラは伝説となり、1950～1980年代にパリ、ロンドン、ニュー・ヨークに亡命する知識人との強い関係を持った「『おしゃべり』好きな運動」をする人々("talkative opposition")の心の支えにもなった(Kubik, Ekiert 2000: 4)。彼らにとって「世界への窓」だった国際放送局、つまりバチカン・ラジオ、Voice of America、Radio Free Europe、BBCのポーランド語放送はそこにおいて重要な役割を果たした。

3. パーセント法の起源と過程

1997年に施行された"Act CXXXVI on the Use of a Specified Portion of Personal Income Tax"(パーセント法)によって、ハンガリーで納税者の希望で自分が選んだ非営利組織(NPO)や非政府組織(NGO)に所得税の1%を配分できる制度が導入されたのである。現在、スロバキア(2001年)、リトアニア(2002年)、ポーランド(2003年4月)、ルーマニア(同年12月)、あわせて5カ国においてパーセント法が採用されているが、やり方や受益機関などは各国で異なる。例えば、ハンガリーでは1998年から所得税の"1 + 1%"、つまり指定したNPOや財団法人への1%と同時に教会や宗教団体⁷⁾にも所得税⁸⁾の1%をまわすことができる。一方ポーランドでは、カトリック教会が運営しているNGO団体以外は、パーセント法の対象となっていない(Bullain 2004: 6)。ハン

ガリーのカトリック教会と違って、主に寄付金の方で活動しているポーランドのカトリック教会はこの伝統をあきらめる気がなくて、自ら受益機関になれるチャンスを手放した(Prak 2003: 11)。しかし、国家によって財産が奪われた教会への賠償として教会資金が作られたのは、1950年のことであった。この1950年の取り決めにより、政府側が教会と教皇の宗教的な自立性を認め、反対に教会側が、世俗政治に介入しないことを合意⁹⁾した上、教会資金は最初に没収された財産からの利益で供給される予定だったが、実は今日に至るまで政府の補助金でカトリック教会は補強されている。

ちなみに、この制度の起源は戦後のスペインやイタリアが導入したカトリック教会活動への資金制度にある。平たく言えば、スペインで所得税の0.52%、イタリアで所得税の0.8%は納税者の希望でカトリック教会か政府による特別事業か、どちらかに配分できる¹⁰⁾(Bullain 2004: 3-4)。19世紀にまで遡ると、パーセント法の起源はドイツの補完性原理にもある。この用語が19世紀から使われ、1931年に当時のローマ法王ピウス11世が社会回勅『クワドラジェシモ・アンノ』(Quadragesimo anno)¹¹⁾にて補完性原理を概念化した。補完性の原則の考え方はより古く、古代ギリシア哲学者アリストテレスや、13世紀のカトリック神学者トマス・アキナスなどの思想にもみられる。とりわけ19世紀の補完性原理に影響を与えたのは、17世紀初頭のカルビン派であった政治理論家ヨハネス・アルトジウス(Johannes Althusius)¹²⁾であるが、彼の継承者そして補完性原理の先駆者と呼ばれているW.E.フォン・ケテラー(Wilhelm Emmanuel von Ketteler)司教はプロイセンの干渉政策を「残酷な警察国家の失墜と死滅を無条件に歓迎する」(桜井 2004: 206)というような発言で批判し、聖トマス・アキナスのキリスト教所有権と自然法思想をもとに州(邦)の社会問題に関する自律性を訴えた。団体結社と生産共同組合の支持者であったケテラーの

補完性原理によると、「まず重視されるべきは、個人の自発性と自助である。国家干渉は必要な限りにおいて許されるべきである」(桜井 2004: 215)。

20世紀に発表された回勅『社会秩序の再建』による補完性原理においては、教皇レオ13世の回勅『労働者の境遇』で述べられたように、貧困に苦しむ人々の面倒をみることを国家の務めとすると同時に、個人や団体のレベルで解決されうる社会問題には、国家の役割を「補助的」ものに位置付ける。たとえば、「人々に土地の購入の可能性をも許すような賃金の保障のために国家は干渉権を持つ」(赤間 1987: 137)。カトリック教会のその補完性原理の捉え方はケテラーの思想に類似しているといえよう。

ケテラー司教の補完性原理は第二次大戦後のドイツ連邦制や社会保障をはじめ、現代ヨーロッパ連合の補助政策のモデルとなっている。

パーセント法に関連したドイツの教会税(Kirchensteuer)とは、フランスの占領下におかれたプロイセンが、ナポレオンに軍事援助を提供するために、教会の財産を没収したことを背景に、19世紀初頭に教会への賠償として導入されたものである。現在、同法はドイツ憲法によって保障され、キリスト教徒に税をかける教会の特権である。これは所得税に当たる8~9%を、国家が代わりに登録されている教会のメンバーから集め、教会へまわすというシステムである。同じような制度はオーストリアにもある(Bullain 2004: 3)。

ハンガリーのパーセント法の概念は、1991年にソ連時代に奪われた教会財産の返還についての議会討論から生まれた。当時野党であったAlliance of Free Democratsはスペインやイタリアの制度をモデルにし、財産返還の代わりに、納税者が自分の選んだ教会や宗教団体に税金の一部を贈与できる仕組みを提案した。このシステムは、ハンガリーにおける歴史の長いカトリック教会、改革教会、福音教会、ユダヤ教会の政教分離の上で、新しくできた宗教団体に等しく権利を与える

という目的と、これらに対する市民からの支持率の参考にもなるであろう。

教会への支援金制度と同時に、当時議会の特別委員会が、配分した補助金を民間組織に似せた形で配分できるような制度作りについての考えもあった。政教分離以外、新所得税法は今まで政府中心で決定されていた補助制度を自律させ、民間組織と市民との間の「絆」を深めるためのもでもあった。

当初、納税者の判断や決定にまかせる「所得税の1%」のみが導入される予定だったが、結局、教会側は他の「評判の悪い」民間組織と競争したくないと反対し、「1+1%」という形が採用されるようになった¹³⁾。同時に、「民間組織」として認定されたのも、公共文化機関や国立機関であった。重ねて、教会や宗教団体に寄付したくない場合は、毎年議会によって決定されている特別事業に「残った"1%"」を贈与できるというものである。

ところで、四つのハンガリー教会、特にユダヤ教会は今もこのパーセント法に関して支持を示していないようだ。つまり、教会への"1%"を寄付すると同時に納税者個人々の信仰を税務署(国家)が申告情報から特定できてしまうため、この制度の「差別」的な面が浮かび上がると批判者はいうのである。ハンガリーでは、年金生活を送る人々が所得税を支払っていないため、"1%"の寄付者として扱われていない。

ハンガリーの「パーセント法」と1997年の"Law on the Public Benefit Organizations"によって、所得税の1%を受けられる民間組織やその条件、そしてこれらが活動している公益部門が示されている。それで、1%の受益機関となるのは2年以上成立している市民団体や財団法人、パブリック・ファンズ(public institutions, QUANGO¹⁴⁾)、劇場や図書館のような公共施設であり、公益部門として、国民健康、市民、文化、教育、研究活動、身体・精神障害者や老人、ハンガリーにおける諸民族や海外に住んでいるハンガリー人への支援、環境・文化財・市民権保護、安全保障等が述べら

れている。受益条件に関しては、ハンガリー社会のために活動すること、会員費と税金をきちんと支払っていることおよびメディアやチラシを通し、どのように"1%"寄付者の金を使ったか、決算報告を行うことが義務付けられている。

パーセント法に関する手続きは、ハンガリーでの実施は簡単であるが、納税者が匿名であるため、受益者と市民との結びつきが殆どない。所得税の1%を第3セクターにまわしたい者は申告書と同時に、1%に関する書類を記入し、税務署に提出する。税務署は指定金を配分する際に、民間組織などに指定権者の個人情報を提供しない。

手続きが簡単であるにもかかわらず、NPOやNGO援助のスタートになるはずだったこの制度に対してハンガリー人はあまり興味を示していない。2003年にはこのパーセント法の利用者が34%で、"1%"を受益した非政府組織は44%であったが、1%制度からの金は、ハンガリーの第3セクターの歳入の0.7%にしかならなかった(Dobranowska 2004)。最も人気のある受益機関とは、すでに1960年代に市民活動が行われた教育、福祉、社会保障、文化、宗教、科学というドメインで現在も活躍している団体である(Gazeta 2001: 20)。

こうした中、2003年7月に設立されたHungary National Civil Fund (HNCF) は、NPOやNGOに積極的に"1%"のドナーを求めさせ、より多くの納税者に所得税の1%を民間組織に配分させる一方、NGO界への政府支援を保障することにも役立っている。政府側は、この1%制度に当たったものとはほぼ同じ金額を国家予算からこのファンドに贈与すると約束した。"1%"の贈与者が増えれば増えるほど、ファンドの資源も増加する。またこの資源の最低60%はハンガリーの民間組織の運営費をカバーするために配分されるようになっている。HNCFからの支援は非営利組織にとって臨時収入になるが、公益を目標とする活動は再び政府のドメインになる恐れがある。

パーセント法が導入された目的は、成熟な市民

社会を育てるために、納税者に政府資金の配分に対する決定力を持たせることや、フィランソロピーについての知識を増進させることであった。賃金の低い市民、海外援助の減額、公的機関の予算削減等の要因、そして政府が公共財・サービスに対する需要の多様性に対応できないこと、他方企業が高すぎる財・サービスを提供する中、このパーセント法が万能な制度として期待されたが、結果的に目標が達成されていないようである。議論の余地のないのは、フィランソロピーに関する関心が高まっていたが、多くの納税者により、この制度が税金制度であるにもかかわらず、寄付制度だと思われることである。一方効果としては、政府の補助金が主にブダペストのような大都市で活躍しているNGOに配分されているのに、パーセント法の導入のおかげで、地方における民間組織も増加し、活発的に活動を行っていることがみられる。

4. ポーランドの事例

前述のように、5カ国で導入されたパーセント法は各国で異なっており、ポーランドも例外ではない。例えば、納税者が確定申告と同時に"1%"に関する書類を記入し、税務署に提出するハンガリーに比べると、ポーランドでは「パーセント法」に関する手続きがより複雑である。まず、納税者は自ら選んだ公益団体に個人所得税の1%程度の金額を送金し、送金証明書をもらう。次に、確定申告の時に、自分で前年度の所得税から民間組織に送金した金額を引いて、報告する。最後は2ヶ月以内税務署からこの金額を取り戻す。しかし、実施は複雑でありながら、このような方法の長点とは、寄付者が匿名であるため、受益機関と納税者との結びつきが存在しないハンガリーの匿名制と異なり、ポーランド市民と民間組織との絆が深まっていることだ。例えば、「カリタスポーランド」は、寄付した納税者¹⁵⁾にお礼の手紙を送る時、1%制度について情報と振込み書を添付

している。納税者の名前が明らかである場合は、パーセント法の普遍性を意味するばかりでなく、贈与者の信頼も得られるという形になっている。

今の段階では、2004年に1%制度を通し、受益団体が配分された金額は明確ではないが、"Klon/Jawor"という市民団体の調査によると、2003年10月に応答者の15%のみがこの新しい試みについて情報を持っていた。「残った85%」はパーセント法について、情報の言及を含めた前年度の所得税に関する確定申告書を手に入れたが、すでに2004年1月から所得税の1%を配分できるのは、多くのNGOにとっても市民にとっても思いがけないことであった。最初にパーセント法について知る人数が少なかった一方、実施する可能性があるとすれば、応答者の約40%が興味を示した。導入して、8年も経っているハンガリーにおいて納税者の3分の1がこの制度を利用していることからポーランドの状況を考えて、普及の可能性は充分にありえる。

重ねて、2003年の"Law on Public Benefit Activity and Volunteerism" (POB) によると、パーセント法の対象となる受益団体に関する条件は、公益団体であることが必要とされている。ちなみに、2004年初期において、多くの団体がまだこういう資格を持っていなかった。

1989年にまで遡ると、民主主義の定着とともに多くの民間組織は国際NGOの力で成立されたが、殆どアカウンタビリティや正統性のない状態で活躍してきた。さらに、北ヨーロッパとアメリカの「フィランソロピーの文化」は南欧と違う。民間組織に対して国家と市民が好意的であるという証としては、21世紀の公共政策のあり方を決めた政府とNGOの合意文書である「コンパクト」を生み出したイギリス、オランダ、スカンディナヴィア国の例を挙げられる。南ヨーロッパの「フィランソロピーの文化」といえば、フランスやドイツを代表に、国家（政府）がNGOに対して監視的で、市民社会を制御したい傾向が強い。1990年代のポーランドは「南」に近い方向に向

かっていたが、2004年に導入されたパーセント法は色んな問題¹⁶⁾を抱えている民間組織の「救い」になるのではないかと考えられる。

5. 終わりに

ハンガリーやポーランドの市民社会は西ヨーロッパをモデルにし、発展してきたという歴史的背景とともに、パーセント法が中・東欧諸国で生まれた大きな理由には下記の二点がある。

冷戦終結後、旧東側諸国は民主主義や市場経済を導入したが、これらを現実的なものとし、そのシステムを機能させるための実践的な制度として、「市民社会」の概念が援助政策の中で使われるようになった（国際公益活動研究会 1997: 11）。1989年になってから、米国やEUの資金援助がソ連の旧衛星国に対して行われ、財源が乏しい公共部門を通し、第3セクターを支援した。しかし、90年代後半からハンガリーやポーランドなどの経済が第2段階¹⁷⁾を迎えるとともに、これらのドナー国が援助を引き上げ始めた。こうした中、ハンガリーで生まれたこのパーセント法は、政府依存と資源不足に悩むNGOの支えになることや、市民が政府資金の配分に対する決定力を持つ権利の実現としての新しい試みであるに違いない。

さらに、冷戦終結後、公的な機関の予算が削減されたことは中央・東ヨーロッパを中心にこのパーセント法が展開してきたもう一つの理由である。市民の様々なニーズに政府が対応できなくなり、地方自治体に対する補助金が減少される中、公共部門の担い手としては政府が主導するより、むしろNGOが中心になったり、NGOとの協働という形態のほうが柔軟に市民の需要に対応できると考えられるからである。こうして、地方自治体と民間組織との繋がりや深まりは深まるだけでなく、民主主義を草の根レベルで機能させる新しい条件が生まれつつあると考えるべきである。

最後に、市民が高い税金を支払ってあらゆる

サービスや役割を国家に任せるのではなく、公的役割の担い手としての民間組織を通し、公共利益をどのように実現するかという視点が重要である。そのためには、このパーセント法を21世紀の新たな「公共性」の試みとして位置づけ、その普及の可能性はヨーロッパ全体だけでなく、日本、そしてアジア諸国への適用も検討すべきである。

注

- 1) "These societies (Hungary, Poland, Czechoslovakia, and East Germany) developed in close cultural contact and symbiosis with Western Europe. They share analogous institutional development and some of the same ideals. For instance, republican ideals of self-rule were present in Poland and enshrined even in the name of the pre-partition state, the Rzeczpospolita Polska [ポーランド共和国]. The poignant fate of these societies in the post-war era was to have been forced to accept a political system which was alien, in fact of Russian origin, which ran against the grain of those societies, and was the cause of endless conflict. The aspiration to greater freedom in these societies is in effect synonymous with the aspiration 'to rejoin Europe'. That is why it finds natural expression in a view of the European political tradition, and in the notion of 'civil society'." (Elliot 2003: 45-46)
- 2) 「市民社会が公共圏として」とはハーバマスの議論である。公的空間は市民社会と違う概念でありながら、パブリック・アカウンタビリティ (public accountability、公に対する説明義務) や正統性 (rule of law) のような特徴がここに見られる。そのため、市民社会が公共空間として定義されることも可能である。
- 3) "Critics of the civil society movement in the Middle East point out that while there is an impressive growth of professional associations, seminars, and even political satire, many of the associations have very particular interests that do not extend beyond protecting certain rights and privileges from the state. ... In Algeria and Egypt, Islamist movements have generated impressive social service organizations within civil society, but these same movements contain factions that have assassinated prominent intellectuals to prevent disagreement with their views on Islamic society."
- 4) 966年のキリスト教への改宗。
- 5) それにもかかわらず、ピアリスト会 (Piarists) やシスターズ・オブ・チャリティー修道会 (Sisters of Charity) のような修道院や教団の慈善団体が増え続けた。
- 6) 救援活動と社会保障に関して、地方自治体と慈善団体との間の責任分担についてのことである。
- 7) ハンガリーで登録されている教会や宗教団体のリストは、申告書とともに納税者の所に送られている。
- 8) ハンガリー、リトアニア、ポーランドでは個人所得税が対象となるが、スロバキアでは個人所得税や法人所得税の2%が民間組織にまわされる。
- 9) "The principle that the Pope is the competent and highest Church authority applies to matter of faith, morality and Church jurisdiction; in other areas, the Episcopate will be guided by the Polish *raison d'état* [national interest]." (Matelski 1995: 53)
- 10) 特別事業とは、政府によりスペインで毎年目的とされ、イタリアでは飢えに対する救援物資、天災資金、難民支援、文化遺産の保護という四つの分野における活動である。
- 11) 『社会秩序の再建』。その前、1891年にレオ13世が回勅『レールム・ノヴァールム』 (*Rerum Novarum*、『労働者の境遇』) を公布した。カトリック教会史において、政治社会秩序や資本主義的市民社会の形成に関する初めての意見発表であった。『労働者の境遇』では「労働者からの搾取を告発する一方、社会主義に対して私有権を擁護した」(鈴木 2000: 107)。その上、教皇は社会問題の解決に関する国家の役割を認めた。ちなみに、回勅『レールム・ノヴァールム』の影響により、フランスでは擬似的年金資金運用基金、家族援助、工場の近い団地作

りを支持した雇い主の慈善活動が活発し、このような活動は社会的経済 (economic sociale) と呼ぶようになった。

1962年に開催され、カトリック教会の180度転換した姿勢を公式に一般社会と聖職者・信者に訴える歴史的な公会議となった「第二バチカン公会議『広報機関に関する教令』司牧指針」である『コミュニケーションと進歩』においては、カトリック教会がこう述べている。「社会の福祉には、個人と集団が自由に主導権を行使することが絶対に必要である。市民が送り手として、また受け手として責任を果たし、自己抑制をすることも必要である。この目的を念頭においてみると、有志の人びとの集まりは、ただ望ましいというばかりでなく、不可欠のものでさえあるかもしれない。このことに関する政府の役割は本質的に積極的なものである。特に矯正手段が必要となるのかもしれないが、かれらのおもな仕事は困難を生み出すことや、抑圧することではない」。また「さらに政府は、教会の公の教えにおいてしばしば述べられている補助性の原理を尊敬すべきである。その補助性の原理の要旨は、『個人あるいは私的な集団によって、同じようにできること、あるいはさらにもっとよくできることを権威者自身がとってかわってはならない』ということである」(教皇庁広報委員会 1974: 69)。

- 12) 遠藤乾氏によると、補完性原理の考えに関して、宗教・市民改革の担い手となったカルビン派の影響が明らかで、“Reformed faith”をドイツで始めて導入したエムデン市の理事長として、アルトジウスがルータ派の“provincial Lord”と神聖ローマ皇帝フェルディナンド2世と対立し、都市の自由を体現していた(遠藤 1994: 2042)。また『政治学』(Politica Methodice Digesta)ではAlthusiusがこう述べている。「政治学の主題は結社である」(“The subject matter of politics is association”) (笹川 2004: 150)。そして人間は自給自足ではなく、社会から離れると、便利に生活できなくなる。そのため、他人からの支援が有用なもの必要なものであ

り、「共に生きる人々」(シンビオティチ symbiotici) (笹川 2004: 152)にとっては家族、団体、共同体、都市、地方、国家のような結社体が欠かせないものである。“No man is self-sufficient, and therefore, is unable to live comfortable, being isolated from society. Men need the assistance or aid of others, and thus establish, cultivate and conserve associations such as family, collegium [e.g. guild/corporation], city, province and the State.” (遠藤 1994: 2041-2042)

- 13) 1989年に財産没収に関する賠償のかわりに導入された四つの教会への補助金は、政府の都合で供給されたり、しなかったりした中、他の民間組織と並んでパーセント法の対象となるのは、特にカトリック教会が反対した。バチカンはハンガリー政府との将来の交渉をやめる恐れもあった。さらに、この制度を通し、寄付されるカトリック教会の修道院や教団はカトリックという名づけを失うと脅威された。
- 14) Quasi-Autonomous Non-Governmental Organisation.
- 15) ポーランドでは、慈善団体や民間組織に寄付する時、“1%”に関する手続きとはほぼ同じやり方で、税務署に送金した金額を報告するということである。
- 16) Foundation for Polish Science (FNP) は1998年にChief Board of Supervision (NIK)により訴訟されたのが基本資金を投資にしたからである。NIKによると、法人財団には投資ではなく、銀行口座に預ける権利のみがある。結局、多くの市民団体や法人財団が待っていた判決は、FNPが投資税を支払う必要はないということであった。
- 17) 第2段階というのは、ポーランドでの民主主義と市場経済が定着したという国際機関の判断である。

参考文献

- 赤間剛、1987、『バチカンの秘密——見えざる世界帝国の真実』三一書房。
- 伊東孝之、1987、『ポーランド現代史』山川出版社。
- 伊藤孝之・井内敏夫・中井和夫編、1998、『ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社。

- 遠藤乾、1994、*The principle of Subsidiarity: From Johannes Althusius to Jacques Delors*、『北大法学論集』第44巻 第6号、北海道大学。
- 教皇庁広報委員会、1974、(川中康弘監訳)『コミュニケーションと進歩——第二バチカン公会議「広報機関に関する教令」司牧指針』南窓社。
- 国際公益活動研究会 (GAP) 監修、1997、『アジアのNPO——10か国の非営利団体、新しいアジア公益活動の潮流と展望』アルク。
- 笹川紀勝、2004、「ギールケのアルトジウス研究：『共生と人民主権』から学ぶもの」憲法理論研究会編『現代社会と自治——憲法理論研究会40周年記念号』敬文堂。
- シオヴァロ、F.、ベシエール、G.、2000、(鈴木宣明監訳)『ローマ教皇』創元社。
- デイヴィス、N.、2000、(別宮貞徳訳)『ヨーロッパ——現代』共同通信社。
- フォン・ギールケ、O.、2003、(笹川紀勝監訳)『共生と人民主権——「ヨハネス・アルトジウス——自然法的国家論の展開並びに法体系学説史研究』国際基督教大学社会科学研究所。
- フォン・ケテラー、W.E.、2004、(桜井健吾訳・解説)『労働者問題とキリスト教』晃洋書房。
- 室生忠、1980、『宗教パワーと世界政治——バチカン・イスラム・新宗教』三一書房。
- Bullain, N., "Percentage Laws Explained: Percentage philanthropy and law", www.onepercent.hu.
- Czaczkowska, E.K., "Po nałożeniu przez Senat na wszystkich duchownych obowiązku płacenia składki na zdrowie, Kościół chce rozmawiać o swoich finansach", *Rzeczpospolita* (14.08.2004).
- Dobranowska, M., 2004, "1% na Węgrzech i na Słowacji", www.ngo.pl.
- Elliot, C., 2003, *Civil Society and Democracy: A Reader*, Oxford.
- Goliński, I., 2003, "How Percentage Laws Work in Practice: Poland's 1% system", www.onepercent.hu.
- Kubik, J., Ekiert, G., 2000, "Civil Society From Abroad: The Role of Foreign Assistance in the Democratization of Poland", The Weatherhead Center for International Affairs, Harvard University.
- Leś, E., 1999, "Działalność dobroczynna w Europie i Ameryce - Tradycje i Współczesność", BORDO, www.ngo.pl.
- Leś, E., 2001, *Zarys historii dobroczynności i filantropii w Polsce*, Księgarnia Krajowa, Warsaw.
- Matelski, M. J., 1995, *Vatican Radio: propagation by the airwaves*, Praeger, London.
- Ptak, A., 2004, "Campaigning and Communication Methods: Preparing a 1% campaign strategy for Poland", www.onepercent.hu.
- Pyrzyńska, H., 2001, "Potęga jednego procentu", *Gazeta Wyborcza* № 38, p.20.
- Zagrodzka, D., 2000, "Tam sięgaj, gdzie rząd nie sięga", *Gazeta Wyborcza* № 260, p.18.